

(2023年4月3日再掲)

2015年12月9日

弊社保証をご利用のお客さま

全国保証株式会社

一部繰上返済等に伴う保証料の返戻方法の変更について

(一般財団法人全国社会保険共済会または公益財団法人横浜市建築保全公社をご利用中のお客さま)

日頃、弊社保証をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、弊社は、お客さまの利便性向上のため、ローンの「一部繰上返済」、「返済期間の短縮」および「一部繰上返済を伴った返済期間の短縮」の各お手続き（以下、「一部繰上返済等」といいます。）をされた際に発生する返戻保証料の返戻方法を、下記のとおり変更することといたしましたのでご案内申し上げます。ご利用のお客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

以下の団体にて弊社保証付の住宅ローンをご利用中のお客さまが対象です。

- 一般財団法人 全国社会保険共済会
- 公益財団法人 横浜市建築保全公社

2. 変更点

保証料の返戻時期を以下のとおり変更いたします。

変更前（現行）	変更後
ローン完済時	一部繰上返済等の都度※

※…保証料の返戻は、一部繰上返済等のお手続きをされた月の翌月までにおこないます。

3. 運用変更日

2015年12月1日以降にお手続きされた一部繰上返済等より運用を変更いたします。

4. 2015年11月30日以前に一部繰上返済等のお手続きをされたお客さまへ

この変更に伴いまして、2015年11月30日以前に一部繰上返済等のお手続きをされたお客さまの返戻保証料につきましても、下記のとおり返戻させていただきます。ご利用のお客さまにおかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

一部繰上返済等の時期	保証料の返戻時期（予定）
2015年11月30日まで	2015年12月24日

※お客さまが全部繰上返済された場合は、上記の時期にかかわらず全部繰上返済をされた時点で返戻いたします。

5. その他

返戻保証料が弊社所定の振込手数料に満たない場合は、保証料の返戻はございませんので、あらかじめご了承ください。また、本件変更に関わる、よくあるご質問事項についてQ&A形式にてまとめましたので、次頁の「一部繰上返済等に伴う保証料の返戻方法の変更に関するよくあるご質問」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

6. 本件お問い合わせ先

全国保証株式会社 債権管理部

電話番号：03-3270-2570（直通）

※土日祝日を除く9：00～17：00

以上

注) ■2023年4月1日 下記団体について名称変更を行っております。

旧)「公益財団法人 横浜市建築助成公社」

新)「公益財団法人 横浜市建築保全公社」

一部繰上返済等に伴う

保証料の返戻方法の変更に関するよくあるご質問

- Q.1 なぜ、保証料の返戻方法をローン完済時から一部繰上返済等の都度に変更するのですか。
- A 「一部繰上返済等の手続きをしたが、保証料は返戻されないのか」とのお問い合わせを頂戴するなど、お客さまから保証料を早期に返戻することへのご要望が高まってきたことから、お客さまの利便性向上を目的に、返戻方法を見直しすることといたしました。
- また、その変更に伴いまして2015年11月30日までの一部繰上返済等による返戻保証料も返戻させていただくことといたしました。
- Q.2 保証料が返戻されるのは、融資元でどんな手続きをした場合ですか。
- A お客さまが、以下のいずれかのお手続きをされた場合に返戻されます。
- ①一部（全部）繰上返済
 - ②返済期間の短縮
 - ③一部繰上返済を伴った返済期間の短縮
- Q.3 返戻保証料はどのように計算されるのですか。
- A 保証期間の途中において一部繰上返済等のお手続きがあった場合は、お手続き時点で残っている保証料（未経過保証料といいます）と、お手続き後の内容で再計算した保証料に差額が発生いたします。その差額に対応する金額から弊社所定の保証解約料および振込手数料を差引いた金額を返戻いたします。
- なお、2015年11月30日以前に返戻対象となる一部繰上返済等を複数回お手続きをされている場合は、各お手続きによる返戻対象額（各回の差額の保証料から保証解約料を差引きます）を合計し、所定の保証解約料および振込手数料を差引いた金額を一括してお振込みいたします。
- Q.4 返戻保証料の金額がいくらになるか、教えてもらえるのですか。また、返金方法はどのようになりますか。
- A 返戻金額につきましては、一部繰上返済等のお手続きの後、弊社より書面にてお客さまへご案内いたします（以下、「返戻案内」といいます。）。また、返戻金は、ローン返済口座へ振込みさせていただきます。

Q.5 「返戻保証料が弊社所定の振込手数料に満たない場合は、保証料の返戻はございません。」とありますが、返戻案内にてその旨は通知してもらえるのですか。

A 通知はいたしません。

返戻案内につきましては、保証料の返戻（振込み）があるお客さまを対象に送らせていただきます。したがって、保証料の返戻がないお客さまには通知をいたしません。何卒ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

Q.6 保証料の返戻を受けるために、全国保証に対してなにか手続きが必要ですか。

A 必要ありません。

一部繰上返済等のお手続きの内容につきましては、お客さまがローンを利用されている機関より弊社に通知されます。融資元からの通知ならびに弊社の事務処理に要する期間の都合上、お客さまへの保証料の返戻は、お手続きした月の翌月までおこないますので、予めご了承ください。

以上